

講義コード Course code	0F2095101
講義名 Course title(Japanese)	刑事法概論
英文講義名 Course title (English)	Introduction to Criminal Law
(副題) Course subtitle	(法学部専門科目)
開講責任部署	
講義開講時期 Semester(s)	前期
講義区分 Type	講義
単位数 Credit hour(s)	2
時間 Total hours	0.00
代表曜日 Day	木曜日
時限 Period	1 時限
担当教員 Lecturer(s)	

職種（専任教員・非常勤教員） Position (Full-time/Part-time)	担当教員名 Lecturer(s)	実務経験の有無 Hands-on experience	所属学部 Department
専任教員	清水 晴生		法律学科

### 授業の内容（主題） Course description

犯罪事象に対する社会的なリアクションである捜査活動や公判といった刑事司法作用は、ともすると治安維持政策の法的手段とみなされがちだが、むしろ国家規制当局や司法主体による統治行為を制限することに本質的意義があることを深く理解するため、蓄積されてきた捜査法・証拠法等に関する判例や学説による解釈やその意義・射程について基本的な事項を学ぶと共に、刑事公判を支える強制捜査並びに任意捜査の本質を踏まえた各手法を分析し、刑事人権・身体的自由権の基本事項や弁護権の憲法保障、デュープロセス保障の内実についても精密な理解に達する。

### 到達目標 Course objectives

公訴や刑事公判に際して適用を見る捜査法や証拠法規範に係る訴訟法各条の本質に迫る内実とそれらの有機的関連の仕方如何とを精密に把握し、とりわけ憲法37条3項の実質的な弁護人依頼権や同38条1項に由来して保障される黙秘権等に照らした当事者対等主義的な観点における実質的な理解に到達する。

### 授業計画表 Course plan

回 Class sessions	内容 Topics	予習・復習 Expected work outside of class

第1回	憲法40条を素材に刑事補償に付き検討し、考察を加える。	予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関係する判例の内容についても刑事訴訟法判例集を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。
第2回	憲法39条を素材に一事不再理に付き検討し、考察を加える。	受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について十分な理解を得ておくことが求められる。授業後も理解が不十分な点につき担当教員に質問する等した上で、再び教科書当該箇所を読み直して復習し、また関係する多くの判例の内容につき刑事訴訟法判例集を参照するなどして可能な限り理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められる。
第3回	憲法38条2項並びに3項を素材に自白法則に付き検討し、考察を加える。	予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関係する判例の内容についても刑事訴訟法判例集を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。
第4回	憲法38条1項を素材に黙秘権に付き検討し、考察を加える。	受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について十分な理解を得ておくことが求められる。授業後も理解が不十分な点につき担当教員に質問する等した上で、再び教科書当該箇所を読み直して復習し、また関係する多くの判例の内容につき刑事訴訟法判例集を参照するなどして可能な限り理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められる。
第5回	憲法37条3項を素材に弁護人依頼権に付き検討し、考察を加える。	予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関係する判例の内容についても刑事訴訟法判例集を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。
第6回	憲法37条2項を素材に対質権に付き検討し、考察を加える。	受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について十分な理解を得ておくことが求められる。授業後も理解が不十分な点につき担当教員に質問する等した上で、再び教科書当該箇所を読み直して復習し、また関係する多くの判例の内容につき刑事訴訟法判例集を参照するなどして可能な限り理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められる。
第7回	憲法37条1項を素材に公平な裁判所又迅速・公開裁判に付き検討し、考察を加える。	予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関係する判例の内容についても刑事訴訟法判例集を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。
第8回	憲法36条を素材に長時間の取調に付き検討し、考察を加える。	受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について十分な理解を得ておくことが求められる。授業後も理解が不十分な点につき担当教員に質問する等した上で、再び教科書当該箇所を読み直して復習し、また関係する多くの判例の内容につき刑事訴訟法判例集を参照するなどして可能な限り理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められる。

第9回	憲法35条を素材に強制捜査と令状主義に付き検討し、考察を加える。	予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関係する判例の内容についても刑事訴訟法判例集を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。
第10回	憲法34条を素材に勾留に付き検討し、考察を加える。	受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について十分な理解を得ておくことが求められる。授業後も理解が不十分な点につき担当教員に質問する等した上で、再び教科書当該箇所を読み直して復習し、また関係する多くの判例の内容につき刑事訴訟法判例集を参照するなどして可能な限り理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められる。
第11回	憲法33条を素材に現行犯逮捕と令状逮捕に付き検討し、考察を加える。	予め最低2時間程度、関係する刑事訴訟法等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関係する判例の内容についても刑事訴訟法判例集を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。
第12回	憲法39条を素材に遡及処罰の禁止に付き検討し、考察を加える。応報的正義に遺漏なきを期するならば事後刑法の適用を見ても良いはずであるところ、何故刑法が成文法等の形で民主的契機を背景として予め明確に法定化されなければならず、それなかりせば刑事人権・身体的自由権保障の一般規定たる憲法31条のデュー・プロセス保障違反となるのは何故であるかについて、本質的な理解を獲得する。今後広汎な刑事法規範全般のどの箇所を学修する上でも必須の項目となる。	受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する刑法総論等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について十分な理解を得ておくことが求められる。授業後も理解が不十分な点につき担当教員に質問する等した上で、再び教科書当該箇所を読み直して復習し、また関係する多くの判例の内容につき刑法判例集を参照するなどしてよくよく理解を深めておく作業を最低2時間程度行うことが当然に求められる。

第13回	<p>憲法31条を素材に罪刑法定主義に付き検討し、考察を加える。何故刑法が成文法等の形で民主的契機を背景として予め明確化されておかなければならないのか、延いてはそのような明確化に乏しい刑法規範の適用について憲法31条のデュー・プロセス保障違反となるのは何故であるかにつき本質的な理解を得る。今後の刑事法を学修する上で必須の項目となる。</p>	<p>予め最低2時間程度、関係する刑法総論等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について十分な理解を得ておくことが求められる。授業後も理解が不十分な点につき担当教員に質問する等した上で、再び教科書当該箇所を読み直して復習し、また関係する多くの判例の内容につき刑法判例集を参照するなどして可能な限り理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められる。</p>
第14回	<p>刑法第一編 総則の規定を素材に、三つの犯罪成立要件に付き検討・考察を加える。</p>	<p>受講準備としては、予め最低2時間程度、関係する刑法総論等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について十分な理解を得ておくことが求められる。授業後も理解が不十分な点につき担当教員に質問する等した上で、再び教科書当該箇所を読み直して復習し、また関係する多くの判例の内容につき刑法判例集を参照するなどして可能な限り理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められる。</p>
第15回	<p>刑法第二編 罪の規定を素材として、犯罪の種類と保護法益について考察を加える。</p>	<p>予め最低2時間程度、関係する刑法総論等の教科書に実際に触れ、当該関係部分について一通りの理解を得ておくことが受講準備として必須である。また授業後にも理解の至らなかった部分につき担当教員に質問するなどした上で、再び教科書当該箇所を読み直し、関係する判例の内容についても刑法判例集を参照するなどして理解を深める作業を最低2時間程度行うことが当然求められよう。</p>

### 授業計画コメント

#### Course outline

刑事訴訟法の捜査法や弁護、刑事人権（身体的自由権）、証拠法、また罪刑法定主義や実体的デュー・プロセス保障といった刑事法の主要項目を網羅的に学習する計画であり、いわば大部の刑事訴訟法や刑法の条解コンメンタールを全て読み通すに等しい野心的試みを実現するものでもある。しかし法規範には省いてよい部分はなく、全てが有機的に関連し影響し合っている。全体像を曖昧に把握することを意図しておらず、細部にこそ原理を色濃く反映する要素があるからこそ、奈辺を扱おうとむしろ深い洞察や得心に至り得るものと確信する。このような学修計画に触れ存分に学び得るためには、各回ごとに綿密な準備が不可欠となるであろうし、むしろ予習にかけた時間の分だけ深い理解に到達し、また法解釈の学修の魅力にそれだけ多く触れることが可能となろう。

### 授業の進め方

#### Session plan

学生が十分に予習してきていることを前提とした双方向型の授業を行う。即ち関連項目事項につきその内容を口頭でランダムに指名した学生に説明させ、学生の学修の到達点を常に把握しながら学修の質を保持し、生産的な学修時間を確立させたい。学生は意欲的に授業に参加し、担当者の追及にもくらくらいついて教室内の学修の質を高め、全員の理解が深まることにも寄与してもらいたい。そのため予習もせずに漫然と教室に現れ、聴講者の如く参加するだけの心づもりの学生は、ほとんど何も理解できずにただ黒板に書かれたものを自動筆記するがごとく不毛の時間を過ごすばかりでなく、指定された際には沈黙時間ばかりを余計に稼ぎ、他の参加学生の貴重な学修時間を浪費しかねず、そのような参加は当然の如く一切歓迎されないものである。相互に理解を与え合い深め合えるように十分な時間をかけて予習を進めていくことが不可欠の前提であることはもはやいうまでもなからう。学修内容は常に刑事法の本質を意識し、常にそこに立ち返りながら思考し、思索する形で進めるので、内容の暗記に終始しそれに満足することなくその実質的・内在的な論理を探究し、また判例の理論構造にも精密な考察を加えて深い理解に到達してもらいたい。不明を不明のままとせず、じっくり時間をかけて吟味する中で、段階的な理解に到達できればよい。そのためには講義時間内だけでは足りず、後述する通り自学学修時間を十分に確保して、刑事法理論の神髄に自ら主体的に触れてもらいたい。

### アクティブラーニング

#### Active learning

アクティブラーニングという言葉の内容を理解できているだろうか。その概念理解は人によって多様ともいえようが、ただ漫然受動的に傍聴者然とした受講態度を否定するものであることは異論なからう。本講義上の学修も全般においてこの種の態度と訣別し、それは授業時間前から始まり、いわば授業時間後にも連綿と継続するものと観念しなければならず、何となればこれがまさに学修自体と換言可能だからというほかない。就中諸兄弟は最早知識を与えられるのを俟つ時期を過ぎ、自ら書を選び、読み通し、思索に耽る能力と十分な時間とを得た上で今ここに居るのであるから、講義をただ受けるのではなく「参加する」のだとの認識を不可欠とするものと心得るべきである。参加するには資格が必須であり、その資格とは可能な限りに十分に予習したという事に尽きる。積極的に発言した指定された時に的確に反応よく答えるというのみならず、そうでないときでも内心において問いについて深く考察し、講義後質問や確認の形で参加することもこれに十分相応するものである。

### 授業時間外の学修（予習・復習等）

#### Preparation and review outside classroom hours

予習といってもどうするか当初不明だろうが、それは関連する参考書籍の当該部分をよくよく読み込んでおくことが最初である。そのためには次回の授業の内容をシラバス上で確認し、また図書館に行き慣れて参考書籍の場所も熟知しておくことが不可欠である。書籍選定が困難な場合には担当者に質問すべきである。そして予習中わからない術語に出会えば必ず意味を調べ、内容をよく理解すると共に講義で聞かれても答えられるよう万全の準備を整えておくことが必須である。そして判例集も法学学修上およそ手放せないものであるから、関連判例中特に最高裁判例のリーディングケースについては事案の概要と判旨、最低限度の解説には目を通しておかなければならない。勿論該当・関連条文に目を通しておかなければならないことは今更言及するまでもない。他方授業後に全く理解の及ばないところはなかったということは諸兄弟においておよそ考えられないはずである。それは法学の学修においてこれで頂点に達したということはまずないのであって、それは学修が進むほど得心がいくことだからである。従ってむしろ受講後不明が判明した点については十分な復習によって補うと共に、参考書籍にあたって納得を得られなかった場合にはそのまま放置せず、必ず担当者に意味内容を確認し、不明部分を解消しておかなければならない。このような講義前後の十分な学修態度を確立することは、今後どのような事柄を学修する際にも応用が効き、社会生活上も最も有効な能力として失われることなく目標への邁進を支え、遺漏なき充実した就業等にとっても不可欠なものとなる。

### 教科書等

#### Textbooks and materials

	タイトル Title	著者名 Author(s)	出版社 Publisher	出版年 Year of Publication	価格 Price	ISBN
1	六法					
2						

3					
4					
5					

(必ず購入すべきもの)

### Materials required for sessions

教科書は使用しない。

### 参考図書

#### Reference book(s)

図書館蔵書から紹介する。

「市民」と刑事法：わたしとあなたのための生きた刑事法入門  
 内田博文，佐々木光明編本館4階東書架 326/UC 一般  
 刑事法入門：刑事裁判の風景渡辺修著本館4階東書架 326/WA 一般  
 刑事法入門赤池一将，中川孝博著本館4階東書架 326/AK 一般  
 入門刑事法三井誠，瀬川晃，北川佳世子編本館4階東書架 326/MI 一般  
 入門刑事法三井誠，曾根威彦，瀬川晃編本館4階東書架 326/MI 一般  
 刑事法入門大谷實著本館4階東書架 326/OY 一般

### 成績評価方法および評価基準

#### Evaluation criteria

	定期試験 Tests	授業内小試験 In-class quizzes	レポート・課題 Reports/Assignments	受講態度 Class Attitude
評価比率％ Evaluation ratio	100%	0%	0%	0%

### 成績評価の方法に関する注意点

#### Assessment criteria

この科目は例年3分の2がC評価になる。それでは今後刑事法関連科目で単位を取得していくことは困難となるだろう。自分の頭でしっかり内容を理解していなければこの科目の試験問題が解けないからである。試験問題のレベルも、刑事法概論の倍の難度に設定している。過去の試験問題の中から、次の問題文の内容が正しい内容かどうか考えてみよ。

・絞首刑が残虐な刑罰(憲36)にあたるという理由として、すぐ失神し肉体的苦痛を与えない、苦痛は自由刑にもある、見せしめ・辱めを行わない等がある。

正解は×。そこに書かれているのは、残虐な刑罰に「あたらない」とする理由だからである。つまり、毎回出席してもただ漫然と板書をノートにとり、それを試験前にサッと読み返しただけでは、見覚えのある言葉につられたり、問題文のひっかけにはまって、容易に不正解を選んでしまうのだ。ある問題に対するある一つの考え方がどういう理屈から導かれるか。その理屈、論理をしっかりと自分の頭の中でも結びつけて、それを自分なりに再現できるような理解が不可欠。真剣に授業を聞き、その中で自分なりの答えをしっかりと書き出せるようになっておかなければ、期末試験で合格点を取るのには困難だと認識しておかなければならない。

また、私語を繰り返し注意された者については、期末試験の点数から10点ずつ減点する可能性がある。

(※リモート授業となった場合も同様であるが、一齐にリアルタイムではなく、WebClassのメッセージ機能から期限までに解答を送る形式を取る。)

### 課題のフィードバック

#### Feedback

成績調査が必要な場合以外の質問等については、随時担当教員の研究室を訪ねて直接質問等できる。

### 学生へのメッセージ(履修上の心得)

#### Message to students (class guidelines)

4単位分の週2コマ、半期30コマの出席・受講が無駄にならないように、しっかり自分の頭を働かせて、がんばってみよ。そしてまた、意欲的に取り組むということが必須であり、授業後の質問や質問のための研究室(本キャンパス9階)来訪を大いに歓迎する。他方、授業中の私語や隣の者と笑い合うといった態度については厳しい対応をとる。授業の進行の妨げになるので教室からの退室を命じるだけでなく、退室に従わないなどさらに授業妨害を継続したり、繰り返し私語を注意された者については厳しい対応をとらざるを得ない。授業中黙ってられない、授業中友人と話すことが楽しみだという者には居場所がないことになる。さらに担当教員が教室に入ってきたらもう友人と話すのをやめ、授業を聞く姿勢を取るようしてもらいたい。法学部の授業の多くは自由選択であるから、自らの意思で任意に授業を選択し出席する以上は緊張感を持って出席してもらいたいし、当方も緊張感のある授業を行いたい。

#### 科目のレベル、前提科目など

##### Level / Prerequisites

本科目は高度に論理的並びに有機的に法規定と事案構造とを関連付けて考察することを要求する法学科目であるから、十分な論理力、深奥な考察力、又憲法上の人権保障規定に配意した上での謙抑的な解釈を施しうる能力が必須であり、それ故最低限憲法学中人権論において学修した内容を全般的に充分理解した上でなければおよそ本講義で学修する内容を理解することは叶わない。従って受講前に憲法学上の人権論の内容全般を充分に復習しておくことが不可欠であり、これを怠ったまま本講義に参加することは浅薄に過ぎると難じざるを得ない。

#### キーワード

##### Keyword(s)

刑法、刑事訴訟法、少年法、刑事裁判、犯罪、刑罰、刑事法